

指定廃棄物の指定解除に係る事前協議の記録

1 日時	平成 28 年 5 月 17 日（火） 午前 10 時～11 時 15 分
2 場所	環境省
3 出席者	<p>(1) 環境省 熊倉計画官、山崎課長補佐、黒瀬参事官補佐、小磯係長、 山中工務専門官、澤田総務・用地専門官</p> <p>(2) 千葉県 神崎資源循環部長、小池廃棄物対策課長、松田廃棄物施設課管理調整担当課長</p>
4 概要	千葉県から、資料「指定廃棄物の解除に係る事前協議について」及び「指定廃棄物の放射性濃度の測定方法」（別紙）の内容について説明し、環境省から助言・指導を受けた。
5 主な内容	<p>(1) 環境省から以下のとおり、助言・指導があった。</p> <p>①放射性濃度の測定方法等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰溶融固化物については案のとおりでよいが、ゼオライトの試料採取については、申請時の測定方法に準拠して実施すること。案を修正し、再度提示していただきたい。 ・指定取り消しの申し出書に、試料のサンプリング方法がわかるように、写真及び図を添付することが必要となる。 ・測定の実施主体については、指定取り消しの申し出を行う場合、改正省令により指定廃棄物の一時保管者が行うこととなっている。費用負担については、可能であるならば、東電への賠償請求を検討していただきたい。 <p>②今後の手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定解除後の廃棄物について、千葉県は市民の安全・安心、風評被害防止の観点から、現状のとおり保管したいとのことであるが、少なくとも処理の見通しは明らかにしていただきたい。 <p>(2) その他</p> <p>①指定廃棄物長期管理施設の詳細調査候補地について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省から、候補地選定について住民等へ説明する機会をいただきたいこと、指定解除された場合でも候補地選定基準に影響せず、千葉県が詳細調査候補地であることは変わらないとの話があり、これに対し、千葉県は、詳細調査候補地の受け入れはできない旨、市長から最終回答済であること、指定廃棄物が実質的にない千葉県を候補地として選定することは住民の理解が得られないことを説明した。